

船舶燃料買入仕様書

この燃料は、第八管区海上保安本部に所属する船艇(第八管区海上保安本部以外の 海上保安庁各部署に所属する船艇を含む。)用として買入するもので、下記により納入するものとする。

記

1 契約件名 軽油(免税)買入(舞鶴港)

2 品目、規格、単位、数量

品 目	規 格	単 位	予定数量	備 考
軽油(免税)	JIS K2204(軽油)の規定を満たすもの。	リットル	87,700	※うち1000リットルは指定する船舶保有の携行缶への配達

※ただし、予定数量はあくまでも当方で予定した数量であり、確約する数量ではないので注意すること。

3 納入期間 令和 7 年 4 月 1 日 から
令和 8 年 3 月 31 日 まで

4 納入場所 舞鶴港停泊中の指定する船舶

5 搭載方法

- (1) 舞鶴港内施設給油又はバージ給油により指定された船舶船内タンクへ直接納入すること。
- (2) 担当職員より指定があった場合は、ローリー車により指定する船舶保有携行缶へ配達すること。

6 仕様

- (1) 納入月の納入予定数量が、10,000リットル以上の場合には、あらかじめその油類の社内試験成績書等、検査に必要な書類を検査職員に提出すること。
- (2) 必要に応じて、納入された油類の分析資料を採取し、試験機関に分析試験を依頼することがある。
なお、その際の採取等に要する経費一切は契約業者の負担とする。
- (3) 納入に際し、納品書を提出し、検査職員の実施する検査に合格すること。
- (4) 燃料油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。
- (5) 船艇への積み込みにあたっては、甲板上及び海上又は道路上に流出することが無いよう厳重に注意して行うこと。(オイルフェンス展張)
- (6) なお、海上等に流出した場合は、直ちに油除去措置を実施し、担当職員に連絡すること。その際に要した費用はすべて納入業者の負担とする。(担当職員とは、舞鶴海上保安部管理課職員とする。)
- (7) 発注は原則として平日の日中(8:30~17:00)に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り直前の平日正午までに発注を行うものとする。
- (8) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、夜間(17:00~08:30の間)の納入は指定しない。
- (9) 時間外積み込みに伴う割増料金については、協議するものとする。
- (10) 物価変動その他経済状況の変動により契約単価が不相当であると認められる場合は、協議のうえこれを変更するものとする。

7 支払い

納入代金の請求は、当庁が実施する検査合格後、1ヶ月分の数量を取りまとめ、所定の様式にて官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を送付すること。

8 守秘義務 業務上知り得た事項に関し、これを他人に漏らし又は他に利用してはならない。

9 その他 この契約履行に当たり疑義が生じた場合、並びに船艇から仕様書に反し又は明記されていない指示を受けた場合は担当職員と協議するものとする。